

「長野県高齢者居住安定確保計画」への意見に対する県の考え

区分	該当項目	意見	回答
パブリック コメント	<p>①第4章第3節(2)イ・ウ</p> <p>②第4章第3節(1)イ</p> <p>③第4章第3節(2)イ・ウ</p>	<p>在宅で住み慣れた地域で暮らしてゆくために、<u>①福祉用具の使い方やその目的、介護サービスの仕組みなどを分かり易く説明するパンフレット</u>や、<u>②地域で介護サービスや介護住宅に詳しい支援員を養成</u>することが必要ではないか。</p> <p>パンフレットや支援員を養成したら各自治体で介護実技の実践や介護保険サービスの学習会など頻繁に開催することが大事ではないか。行政側だけの一方的なサービス提供だけでなく<u>③利用する側にもサービスの内容の理解が必要</u>ではないか。</p>	<p>①介護サービスの仕組みなどを解説したパンフレットは、これまでも国や各自治体で作成されておりますが、今後の高齢化社会の進展を踏まえ、今後、作成するものについては、より分かり易い表現となるよう努めるとともに、より有効な情報提供が行われるよう計画に位置付けます。</p> <p>②支援員の養成につきましては、高齢者の生活を包括的に支援するため各地域に設置されている「地域包括支援センター」の職員に対する研修の充実により、その資質向上を図ります。</p> <p>また、住宅のバリアフリー改修等に際して、市町村福祉担当者、地域包括支援センター職員と建築業者との連携により、個々のニーズに応じた住環境の実現が促進されるよう計画に位置付けます。</p> <p>③介護サービス、住宅サービスのいずれにおいても、利用する高齢者の皆さんが情報を容易に入手し、自らサービスが選択できるよう、学習会の開催も含め、様々な機会を捉えて、理解し易い情報提供に努めるよう計画に位置付けます。</p>